

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を

次のように改正する。

様式第八号の二中

2,000,000円	1,000,000円	合 計 額
枚	枚	円

を

2,000,000円	1,000,000円	500,000円	合 計 額
枚	枚	枚	円

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第八号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程(昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

評定区分表

本 庁						所属機関	
	生活主幹	企画員	青少年主幹	主計員	係長	副参事	室長補佐 副検査専門員 総括主計員 所長 室長 課長補佐
係館所 長長長	室長補佐	企画調査室長	漁港施設室長	県営林室長	土地対策室参事	境外港漁業補償対策室長	広報室長 課長補佐 土地対策室参事 出納室長 青少年室長 課長
青少年室長	課長	出納室長	土地対策室長	青少年室長	課長	土地対策室長	部長
A							区分記号

福祉事務所		県税事務所			東京事務所		大阪事務所	
主任係長	室長	右以外の職員	課長補佐	統括税務専門員	右以外の職員	部長	右以外の職員	
身体障害者福祉司	課長補佐	課長	課長	課長	課長	課長	課長	
課長	次長	統括税務専門員	課長	課長	神戸貿易事務所	部長	課長	主計員
	次長を置かない機関にあつては機関の長							青少年主幹
								企画員
								土地対策室参事
								土地対策室長
								出納室長
A		B	A	B	A			B

第一更生指導所 児童相談所 喜多原学園 皆成学園 積善学園 保育専門学院 専修職業訓練校 種畜場 蘭検定所 境港水産事務所 大山農地開発局 佐治川ダム管理事務所 賀祥ダム建設事務所	保 健 所 土 木 出 張 所		
分 部 係 場 長 長 長	次 長	精神薄弱者福祉司 老人福祉司 右以外の職員	
係 長	次 長 つ次長を置かない機関にあつては機関の長	局 場 校 院 園 所 長 長 長 長 長 長	室 課 係 長 長 補 佐 長 身体障害者福祉司 長
園 所 長 長	局 場 校 院 園 所 長 長 長 長 長 長		課 長
A		B	

地方農林振興局		病 院							水産試験場
右以外の職員	主係課 長補佐 幹長	右以外の職員			係 長	課 長	婦 長	薬科副医 剤 医 長 長 長	
主係 幹長	課 長	係 長	婦 長 <small>婦長できない場合は、 総婦長</small>	薬科医 剤 長 長 長	課 長	事 務 長	総 婦 長	副 院 長	分 場 長
課 長	局 長	課 長	総 婦 長	院 長	事 務 長	院 長			
B	A	B			A				

地方労働委員会事務局			右以外の地方機関		農業経営大学校 都市開発事務所			農業改良普及所	
課 長	課 長 補 佐	右以外の職員	次 長	右以外の職員	課 長	課 長 補 佐	右以外の職員	次 長	右以外の職員
次 長	課 長	課 長 補 佐	機 関 の 長	次 長 つては機関の長	次 長	課 長	課 長	次 長	所 長
局 長	課 長	課 長	機 関 の 長	機 関 の 長	所 校 長	所 校 長	所 校 長	所 校 長	所 校 長
A	B	B	A	A	B	A	B	A	A

備考 評定者である次長、課長補佐、室長補佐、統括税務専門員、主計員、企画員、医長又は婦長が二人以上置かれている課(室)又は地方機関にあっては、これらの者のうちから課(室)又は地方機関の長が指名する者を評定者とする。この場合において、評定者を二人以上指名するときは、それぞれの被評定者を定めて指名しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和四十八年十月一日から施行する。